

安全データシート

作成日 2016/11/18 改定日 2022/11/7

1. 化学品および会社情報

製品名	石材名人
販売元	大一産業株式会社
住所	兵庫県神戸市中央区元町通 5-1-20
電話番号	078-351-2561
製造元	株式会社スマート

2. 危険有害性の要約

物理化学的危険性

分類外もしくは区分外

健康に対する有害性、急性毒性

皮膚腐食性・刺激性 区分 1A-1C

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 区分 1

特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露） 区分 2（肺（吸入））

特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露） 区分 2（歯 骨）

絵表示又はシンボル



注意喚起語 危険

重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷（H314）重篤な眼の損傷（H318）

呼吸器系の障害（H371）

長期又は反復ばく露による歯、骨の障害（H373）

金属腐食の恐れ（H290）

害性の分類

危険、有害物質：酸性フッ化アンモン（フッ化水素アンモン）

危険・有害性の分類：腐食性物質 国連番号 1727

官報公示整理番号：化審法公示番号 1-311 と 1-306 の複塩

CAS NO. : No.1341-49-7

皮膚・目を刺激し炎症を起こす。適切な処置を行わないと失明することもある。誤飲すれば体に悪影響を及ぼす。

（98%以上 GHS MSDS 参照、この商品は酸性フッ化アンモン 12%の商品です）

3. 組成及び成分情報

組成、成分情報

単一製品・混合物：混合物

含有物：酸性フッ化アンモン（12%未満）

界面活性剤

有機酸（5%未満）

安定剤

腐食防止剤

4. 応急処置

目に入った場合：コンタクトの有無を確認し、着用している場合は外して直ちに多量の清浄な水で15分間以上洗目をする。洗眼後直ちに医師の診断を受けてください。(P305+P351+P338+P310)

皮膚に付着した場合：汚染された衣服を速やかに脱ぎ捨て大量の流水で洗い流す。異常が認められる場合はすぐに医師の診断を受ける。(P303+P361+P353)

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師の診断を受けてください。(P301+P330+P331+P310)

5. 火災時の措置

消火剤：水、二酸化炭素、乾燥土、泡

火災時の対応：火の元から即座に離し安全な場所へ移動させる。出来ない場合は周りに散水する。また保護具を着用し消火する。

6. 漏出時の措置

少量の場合は出来るだけ回収した後大量の水で洗い流す。大量に漏出した場合は環境中に漏出しないようにしたあとに水で薄めた後に中和処理をして回収する。(P273)

7. 取り扱いおよび保管上の注意

【取り扱い】

【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。(P284)

保護メガネ、保護手袋、保護マスク、保護服などを使用する。(P280)

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。(P260) (p264)

【保管】

可燃物、その他の酸化剤、強酸、アルカリ剤から離して保管すること。容器を密閉して換気の良い場所で施錠して保管すること。

8. 暴露防止および保護措置

管理濃度：未設定 日本産業衛生学会：—

ACGIH：2,5mg/m³

保護具：呼吸用保護具 防毒マスク

保護眼鏡 保護眼鏡

保護手袋 ゴム手袋

保護具 作業着、耐薬品性前掛け等

9. 物理的および化学的性質

物理的及び化学的性質

形状：液体

PH：1

色：無色透明

臭い：ほのかな界面活性剤の匂い

液性：酸性

引火点：引火しない

10. 安定性および反応性

酸性弗化アンモンを使用しているが安定性は高い。

金属を腐食させる場合がある。

また 50 度以上の高温になると弗化水素のガスがでる可能性がある。

11. 有害性情報

危険・有害性の分類：腐食性物質・急性毒性物質・その他有害物質

官報公示整理番号：化審法公示番号 1-394。

CAS NO. : No. 7697-37-2

接触した場合は眼、皮膚に対して激しい反応がある。眼に関しては洗
流さず適切な処理を取らないと失明の可能性もある

12. 環境影響情報

湖沼や川などに影響があるため直接流さないようにする。

13. 廃棄上の注意

PH を 7 に調整し規制条例に基づき処理をする

14. 郵送上注意

国連分類 クラス 8（腐食性物質）

国連番号 1727

容器漏れのない事を確かめ損傷、転倒、落下のないように積み込む。

15. 適用法令

毒物及び劇物取締法：第 2 条別表第 2 劇物(4%未満を含有するものを除く)

労働安全衛生法施行令 第 5 7 条の 2 施行令 1 8 条の 2

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
(P R T R 法) 政令第 1 条 第一種指定化学物質 374 号

水質汚濁防止法 人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質

水道法 規制物質 下水道法 施行令 規制物質

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 規制物質

消防法 第 9 条の 3 貯蔵等の届出を要する物質 200 kg

船舶安全法、危険物船舶輸送及び貯蔵規則 危険物 腐食性物資

航空法 腐食性物質 貿易管理令 規制物質

海洋汚染防止法 : 有害液体物質 Y 類物質 (施行令別表第 1)

水質汚濁防止法 : 有害物質 (法第二条第二項第一号の政令で定める物質)

16. その他情報